

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和6年			令和5年 4月末累計	前年同期比(件)
	4月件数	3月末累計	4月末累計		
全認知件数	33	81	114	107	7
凶悪犯	0	2	2	0	2
粗暴犯	2	4	6	4	2
窃盗犯	26	57	83	66	17
侵入盗犯	2	8	10	9	1
空き巣	0	1	1	4	-3
その他	2	7	9	5	4
乗り物盗	6	16	22	21	1
自転車	3	14	17	19	-2
オートバイ	2	1	3	1	2
自動車	0	1	1	1	0
非侵入窃盗	18	33	51	36	15
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	2	4	6	5	1
車上ねらい	5	1	6	0	6
自動販売機ねらい	0	0	0	1	-1
その他	11	28	39	30	9
知能犯	2	10	12	19	-7
詐欺	2	10	12	19	-7
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	3	3	2	1
その他の刑法犯	3	5	8	16	-8
占有離脱物横領	0	0	0	1	-1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和6年4月末現在(暫定値) 13,634件(前年同期比 -111件、-0.8%)
------------	---

2 刑法犯検挙状況(1月から4月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	49	30	61.2%
窃盗犯	31	19	61.3%

3 人身交通事故発生状況(1月から4月末現在)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	32	-32	16件	15件
死者	1	+1		
負傷者	35	-51		

4 特殊詐欺の認知状況

令和6年 1月から4月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	539	12億2271万円
オレオレ詐欺	172	7億5513万円
預貯金詐欺	201	1億5518万円
架空料金請求詐欺	50	1億179万円
融資保証金詐欺	2	57万円
還付金詐欺	69	1億4371万円
その他の手口	4	2538万円
キャッシュカード詐欺盗	41	4045万円

令和6年 1月から4月末の栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	11	1,662万円
オレオレ詐欺	1	1,015万円
預貯金詐欺	7	395万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	3	252万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

(1) 5月は自転車マナーアップ強化月間です。

スローガンは「自転車も のれば車の なかまいいり」「ヘルメット かぶるだけでも 救える命」です。自転車は車道の左側が原則、歩道は例外で走ることができる場合でも、「歩行者優先で走行します。改正道路交通法の施行によって、自転車に乗車する際は、年齢に関係なく、ヘルメットをかぶるように努めなくてはならなくなりました。大人も子供もヘルメットを被りましょう。

(2) 栄警察署では今月、街頭活動強化期間を実施しています。

期間中は、制服を着た警察官が昼夜問わず、パトロールや職務質問を行う街頭活動をより一層強化してまいります。

犯罪の未然防止や検挙に向け、警察官が皆様に対して声を掛けさせていただく場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(3) 車上ねらいが増加しています。

自動車から短時間でも離れる際は、貴重品を確実に持ち出し、車内に置いておかないようにして、盗難の被害に遭わないよう十分注意しましょう。

(4) 自転車やオートバイには必ず鍵を掛けて下さい。

自宅の敷地内やマンション等の駐輪場、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアの駐輪場に自転車やオートバイを停める場合は、たとえ短時間であっても必ず鍵を掛けましょう。

(5) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、4月中の阻止が2件、4月末までの累計は14件です。

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
	元大橋 1丁目				1						1
	元大橋 2丁目					1					1
元大橋	中野町									1	1
	若竹町										0
	柏陽	1					1			1	3
	鍛冶ヶ谷 1丁目						1		1		2
	鍛冶ヶ谷 2丁目								1		1
	鍛冶ヶ谷町										0
	元大橋・庄戸	上郷町								7	7
上郷・庄戸	野七里 1丁目										0
庄戸	野七里 2丁目										0
	庄戸 1丁目										0
	庄戸 2丁目									1	1
	庄戸 3丁目										0
	庄戸 4丁目								1		1
	庄戸 5丁目									1	1
	東上郷町										0
	長倉町									2	2
豊田	本郷台 1丁目									1	1
	本郷台 2丁目									1	1
	本郷台 3丁目										0
	本郷台 4丁目										0
	本郷台 5丁目								1	2	3
	飯島町	1					1	1	1	3	7
	長沼町									1	1
合計		1	1	0	0	3	18	1	12	71	114

栄 地域安全情報

令和6年
5月号

県警察では、平成5年より「地域防犯連絡所」を設置し、地域住民と警察との緊密な連絡調整及び地域の自主防犯活動の拠点として運営しています。

Q. 「地域防犯連絡所」って
何をするとところなの？



A. 「地域防犯連絡所」とは、各町内会等におおむね1か所ずつ置かれ、「地域防犯連絡員」として、警察と地域の相互連絡・協調を図り、自主防犯活動の活性化を目的として活動します。

「地域防犯連絡所の主な活動」

- ① 警察に対する住民の要望・意見等の取りまとめや連絡
住民の要望や意見を取りまとめ、警察に教えてください！
- ② 自主防犯活動の推進
防犯パトロールや見守り活動など、防犯活動を推進します！
- ③ 警察及び防犯協会からの資料等の住民への配布・回覧
警察からのお知らせを、住民へ伝えてください！

「地域防犯連絡所」は警察と地域の橋渡し！



- ※ 地域防犯連絡所の任期は1年です。再任は妨げません
- ※ 地域防犯連絡員には、警察署長と防犯協会長の連名で委嘱されます
- ※ 地域防犯連絡所には、見やすい所に表示板を掲げていただきます
- ※ 警察官が立ち寄ります

栄 警察 署

045(894)0110

栄 地域安全情報

令和6年
5月号

悪質リフォーム業者に 要注意!!

こんな時
どうしたらいいの?

これって本当に
必要な修理なのかしら…?



県内では、突然、訪問してきたリフォーム業者から「屋根の無料点検をする」「保険金を使って修理ができる」などと言われ、工事・点検を依頼したところ、故意に壊されたり、多額の修理代金を請求されるトラブルが多発しています。

【悪質業者の特徴】

- ・ 事前の連絡がなく、突然自宅に訪問してくる。
- ・ 「無料点検」と説明してくる。
- ・ 「工事をしないとすぐに崩れる」など、必要以上に危険だと言って不安を煽る。
- ・ 最初は安い金額を提示し、後に高額の仕事が必要だと勧誘する。



悪質業者に騙されないためには…



- ※ 突然訪問してきた業者に安易に点検させないこと。
- ※ 点検時に修理を勧められても、その場では契約せず、信用できる人に相談をすること。
- ※ 複数の業者から見積もりを取るようにすること。
- ※ 断っても立ち去らない場合には、警察に通報すること。
そして…しっかりと断りましょう!

栄 警察 署 045(894)0110

パブリックコメントの実施について

実施期間：令和6年5月1日～5月31日

神奈川県迷惑行為防止条例

の一部改正を予定しています。
皆様からの御意見を募集します。

第9条

「不当な客引き行為の禁止」の改正

Q. 何が変わるの？

A. 近年、社会情勢の変化に伴い、現行の条例では、規制できない悪質な客引き行為等の事例が出てきており、当条例で禁止されている客引き行為等の規制内容の改正を検討しています。

詳細は、県警のホームページを御覧ください。

※ 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年7月12日神奈川県条例第26号）

神奈川県警察ホームページ (<http://www.police.pref.kanagawa.jp/>)

トップページ > 各種手続き > パブリックコメント

> 神奈川県迷惑行為防止条例の改正に関する意見募集について

令和 6年 5月 10 日

各町内会長様
各自治会長様

栄警察署長
栄防犯協会長

「地域防犯連絡所（員）」の選出について（ご依頼）

拝啓、貴台におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、「令和6年度地域防犯連絡所（員）」を選出して頂きたくお願い申し上げます。

この制度は、原則として任期1年で、平成5年度から地域の方々と警察を結ぶ窓口、自主防犯活動の拠点として、地域の安全と平穏な生活の確保を図ろうとする趣旨から始まったものであります。

つきましては、ご多忙中のところお手数とは存じますが、別添「地域防犯連絡所の設置及び運営要領について（抜すい）」を参考にいただき、貴町内会及び自治会役員等の中から相応しい方を「地域防犯連絡所（員）」として選出をお願い致します。短期間での選出になりますが、何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 選出形式：別記様式「地域防犯連絡所（員）委嘱同意書」による
（尚、前年度に続き再任されます方も提出お願い致します）
2. 提出期限：令和6年6月21日（金）
上記期限を過ぎても提出されない町内会自治会は、「不要」と判断させていただきます。
3. 提出方法：Fax または E-Mail （下記の通り）
【連絡先】栄防犯協会 小林
Fax 045(392)9361
E-Mail : sakae.cpa.@gmail.com
4. その他
 - (1) プレート（看板）の回収について
令和6年度の地域防犯連絡所の選出に伴い、現在、掲出されている地域防犯連絡所のプレート（看板）を全て回収させていただきます。
お手数とは存じますが、貴町内会及び自治会内で掲出されているプレートを取り外し、一時町内会及び自治会内で保管をお願いします。
回収方法につきましては、追って連絡させていただきます。

(2) 委嘱について

令和6年度の地域防犯連絡所に選出された皆様につきましては、後日、委嘱状とプレートをお渡しします。

日時と方法は、当人宛に連絡させていただきます。

(3) 選出数について

設置基準に基づき、各町内会及び自治会に1か所の選出をお願いしておりますが、2か所以上の選出を希望する場合は、「地域防犯連絡所委嘱同意書」をコピーして、記載の上、提出をお願い致します。

栄防犯協会 小林

Tel・Fax 045(392)9361

別記

栄地域防犯連絡所の設置及び運営要領について（抜すい）

1 設置基準

おおむね町内会・自治会に1ヶ所の割合で設置する。

2 委嘱

地域防犯連絡所に、地域防犯連絡員（以下「連絡員」という）を置き連絡員には、実践活動を推進できる次の者の中から、町内会・自治会の会長の同意を得て、警察署長及び防犯協会長の連名の委嘱状を交付して委嘱する。

- (1) 町内会・自治会長又は役員
- (2) その他、警察署長が必要と認めた者

3 任期

1年とする。但し再任を妨げない。

4 活動

- (1) 警察に対する住民の要望・意見等の取りまとめと連絡に関する事
- (2) 自主防犯活動の推進に関する事
- (3) 警察及び防犯協会からの資料等の住民への配布・回覧に関する事
- (4) 警察と住民との会議等の開催に関する事

5 連絡所の表示等

連絡所には、連絡所を表示する表示板を見やすい箇所に掲げるものとする。

6 連絡会議

署長は、連絡員の効果的な活動を推進するため、随意連絡員会議を開催するものとする。

地域防犯連絡所（員）委嘱同意書

住 所	栄区	備 考
所属町内会・ 自治会		
ふりがな		
氏 名		委嘱状を交付する都合か ら楷書でお願い致します。
生年月日		
職 業		
電話番号		
Fax 又は E-Mail		
役 職 等		

私は、地域防犯連絡所（員）としての委嘱に同意いたします。

令和 年 月 日

氏 名： _____

会長住所： 栄区 _____

氏 名： _____

電話番号： _____

栄区内の火災・救急状況について

火災情報

令和6年4月30日現在

栄 区 内					
火災発生状況					
年 別	令和6年		令和5年	増△減	
	4月	累計			
件 数	2	8	6	2	
火災種別	建 物	2	7	3	4
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	0	0	0
	船 舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	0	1	3	△2
損害	焼損床面積	44	141	65	76
	死 者	0	1	0	1
	焼死等	0	1	0	1
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	2	5	2	3

横 浜 市 内					
火災発生状況					
年 別	令和6年	令和5年	増△減		
件 数	233	275	△42		
火災種別	建 物	162	150	12	
	林 野	0	0	0	
	車 両	21	31	△10	
	船 舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	50	94	△44	
損害	焼損床面積	2,399	2,745	△346	
	死 者	14	6	8	
	焼死等	14	6	8	
	放火自殺	0	0	0	
	負 傷 者	44	35	9	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和6年	令和5年	増△減
1	配線器具	2	0	2
2	火あそび	2	0	2
3	放火（疑い含む）	2	2	0
4	こんろ	1	1	0
5	たばこ	1	1	0

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和6年	令和5年	増△減
1	たばこ	41	51	△10
2	こんろ	29	26	3
3	放火（疑い含む）	27	55	△28
4	電気機器	24	15	9
5	ストーブ	14	10	4

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況				
豊田地区	7	本郷第三地区	0	
笠間地区	0	上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	1	上郷東地区	0	
本郷中央地区	0	連合未加入	0	
合 計		8		

【4月中の火災】

4月7日 長沼町 共同住宅居室の押入れ天袋焼損 負傷者1名

4月14日 飯島町 専用住宅1階居室内を焼損 負傷者1名

救急情報

令和6年4月30日現在

栄区内				
救急状況				
年別	令和6年		令和5年	増△減
	4月	累計		
件数	607	2,680	2,414	266
急病	449	2,020	1,773	247
交通事故	11	57	74	△17
一般負傷	116	470	463	7
その他	31	133	104	29

横浜市内				
救急状況				
年別	令和6年	令和5年	増△減	
件数	82,817	76,021	6,796	
急病	58,572	53,319	5,253	
交通事故	2,834	2,738	96	
一般負傷	15,260	14,173	1,087	
その他	6,151	5,791	360	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

いざという時のために

住宅用火災警報器

ついていますか？

点検していますか？

【設置場所】

火災予防条例により、住宅用火災警報器は「寝室」「階段※」及び「台所」に設置が必要です。



階段は2階以上に寝室がある場合

【点検・交換方法】

点検の結果、異常のあった警報器や10年を経過した警報器は交換しましょう。

住宅用火災警報器の点検のポイント



点検ボタンを押す または ヒモをひく



交換が困難な方は、消防職員による取付のお手伝いもしています。

不明な点は栄消防署までご相談ください。

お問合せ先 栄消防署総務・予防課 ☎/FAX 892-0119

✉ sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

よこはま防災 e-パークとは？

70本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。

よこはま防災 e-パーク
二次元コードよこはま防災 e-パークトップ画面
(スマートフォン)

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 リニューアルの主な内容

(1) 機能・デザイン

年代や学びたい内容など簡単な質問に答えると、学びたい学習コースを見つけることができます。また、写真やイラストを使用して、より見やすいデザインに変更し、未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証を発行できます。

(2) 新たな学習コース

ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で、親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

ウ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

5 お問合せ先

栄消防署総務・予防課予防係 (TEL & FAX: 892-0119・Eメール: sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp)



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-よこはま防災パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



事業所

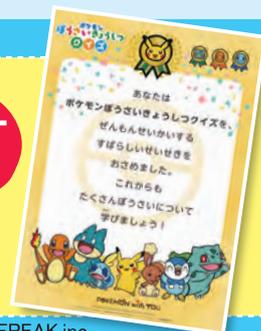
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」

- ① 「よこはま防災研修<基礎編>」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修<支援編>」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修<支援編>」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

(2) 期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

4 ご参加いただける方

①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課
担当 佐久間、佐渡
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

1 対象者

どなたでも受講することができます。

2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

よこはま防災e-パーク

検索

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

令和6年 よこはま防災研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-防パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

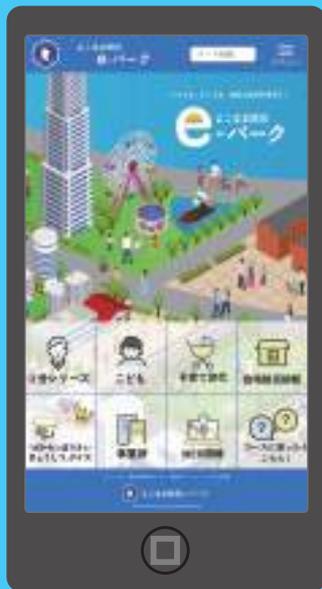
よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!

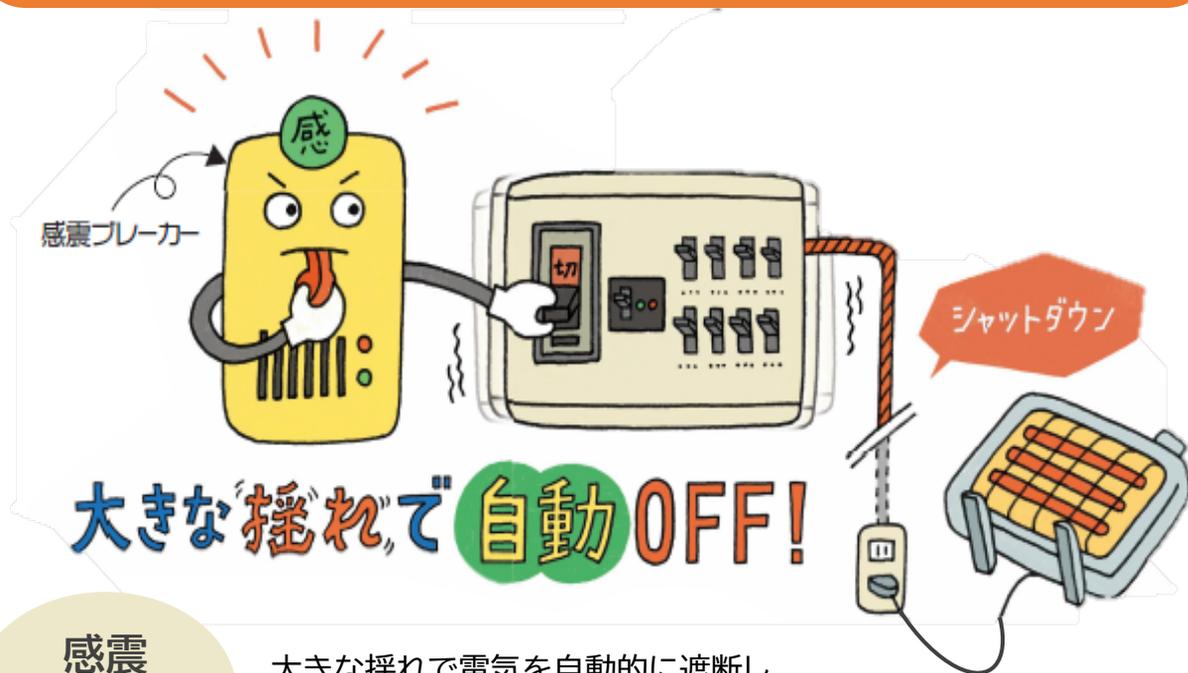


最大
1/2
補助

\\ 横浜市からお知らせ \\

資料No.5

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

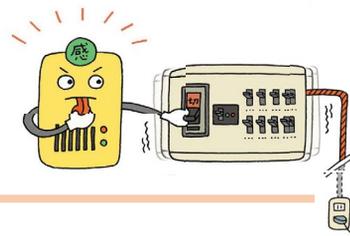
申請期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

申請について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	6,000個 （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の 11器具 ）
申請方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申請先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談申請先 (横浜市が運営を委託しています)	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F 電話：045-900-4188



地震火災の
6割以上は
「電気」が原因

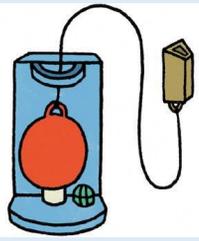


地震火災の
発生を抑えるのに、
「感震ブレーカー」
が役立ちます。

注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。
（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

おもり式



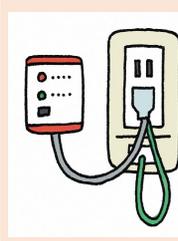
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申請/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none">● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。● 申請内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012
横浜市西区みなとみらい3-6-3
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご 記入ください)	担当者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

記入例

横浜市使用欄
受付番号

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業 補助金交付申請書

令和6年〇月〇日

(申請先)
横浜市長

団体名 **みなと自治会**

(申請者) 住所 **横浜市〇区〇〇町〇丁目〇番地〇**

代表者 **横浜 太郎**

電話番号 **045-000-0000**

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	(株) エヌ・アイ・ピー ※複数記入可
	製品名・個数	スイッチ断ボールⅢ 10個 ※複数記入可
団体加入世帯数		100世帯
購入・設置に要する金額		40,000円
申請金額		20,000円
添付資料		購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご 記入ください)	担当者名	港 次郎
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	090-0000-0000
	書類送付先住所	横浜市〇区〇〇町△丁目△番地△

横浜市からのお知らせ

令和6年度
年間
500件

家具転倒防止器具の 取付けを代行します！

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日
*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度から始まる「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

2 お願いしたいこと

【区連長】計画の推進にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、各区区連会においても同様の情報提供を予定しています。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて(情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して(高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために(介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて(介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進(認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局高齢健康福祉課
担当 郷原、武井、磯部
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

歳を重ねても 自分らしく暮らせる まちを目指して

—— パンフレット ——



「ポジティブエイジング」 = 歳を重ねても自分らしく暮らす

横浜市は、次のような思いを「ポジティブエイジング」に込めています

誰もが歳を重ねる中で

- ▶ 積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶ 人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい



心身の状態が変化したとしても

- ▶ 地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい



横浜市は「自分らしい高齢期の暮らし」の実現のため、様々な取組を行います

健康で自立した生活のために（P2）

社会参加

将来への
備え

介護予防・
健康づくり
自立支援

地域活動

相談先
の充実

介護
サービスの
充実

心や体に変化を感じた時（P3）

医療や介護が必要になった時（P4）

認知症の
早期発見

医療と介護
の連携

認知症
施策

健康で自立した生活のために

社会参加の推進

高齢者の皆様が、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進めます。
また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつなげます。※一部の区で実施、順次拡大

社会参加ポイント事業

スマホアプリを活用し、
「通いの場」への参加状況を記録



- ① 参加者に、参加状況に応じてポイントを付与
- ② 参加状況をデータ化し、収集・分析

シニア×生きがいマッチング事業

ボランティア活動への参加を支援する
コーディネーターが、

- ① 希望者の経験やスキルを聞き取り
- ② 経験等に応じた活動の有無を
地域活動団体や企業等に確認
- ③ 希望者と活動をマッチング

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

地域活動・サービス情報の充実

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活の小さな困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できます。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域で活躍したい方はぜひご活用ください。



問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

将来に備えるための支援

○ エンディングノート

元気なうちから、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記せるノートです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課



◀ 18区のエンディングノート

- 金銭的なこと
- これからやってみいたいこと
- 大切な人へのメッセージ

○ もしも手帳

もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけにしたり、本人の考えを家族等と話すための手帳です。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



- 治療やケアの希望
- 代理者の希望
- 最期を迎える場所の希望

○ 成年後見制度

認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、制度の利用を支援します。

【パンフレット配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



よこはま成年後見推進
センター ホームページ



心や体に変化を感じた時

介護予防・健康づくりと自立支援

医療や介護などの各種データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した、「フレイル」※の対策を実施します。 ※一部の区で実施、順次拡大

※フレイルとは…



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

各種データ等から、フレイルやフレイルのリスクが高い高齢者の方をピックアップ

該当の方に介護予防サービスのご案内をお届け

希望者に医療専門職による介護予防サービスのご提供、地域活動のご紹介

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096
高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

相談先の充実

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局・薬剤師とは

健康の相談や体調が悪い時などにまず相談する医師、歯科医師、薬局、薬剤師のこと。日頃の状態をよく知る「かかりつけ医」等であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になります。

問合せ 医療局地域医療課 電話：045-671-2972 FAX:045-664-3851

認知症の早期発見・早期対応

もの忘れ検診

<目的>
認知症の疑いがある人を早期に発見し、診断と治療につなげ、認知症の重症化を予防します。

<対象者>
50歳以上の市民（認知症の診断を受けていない方）

もの忘れ検診
実施医療機関



受診

定期検診

定期通院

精密検査

精密検査の実施

の推奨

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

医療や介護が必要になった時

介護保険サービス等の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 介護保険の内容は、P6「ハートページ」をご覧ください。

ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

高齢者の皆様が、日常生活の支援が必要になっても状況に応じた選択ができるように、必要な施設や住まいを整備します。

令和6年度～8年度新規整備数（公募数）

特別養護老人ホーム	特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	認知症高齢者 グループホーム	介護医療院
700人分程度	900人分程度	675人分程度	150人分程度

医療と介護の連携強化

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然の脳卒中などの脳血管疾患で入院するとき、必要な手続きや受けられるサービスが分かる、本人・ご家族向けのパンフレットです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、一部の病院など



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

認知症の人や家族の居場所の充実

「本人ミーティング」の開催や、「認知症カフェ」の支援を行います。

本人ミーティング

認知症の方が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。



認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、医療や福祉の専門職など、誰でも気軽に集まれる場所です。

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」▶



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

特別養護老人ホームの新たな待機者対策

○ 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策

安価な多床室を希望する方が、ユニット型（個室）を利用できるよう、介護保険料が第5～7段階相当の方を対象に、市独自に居住費(部屋代)を助成します。

○ 医療的ケアが必要な方への対策

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアが必要な方のために、介護医療院を150人分程度整備します。

○ 認知症の行動・心理症状により入所が難しい方への対策

夜間の介護職員を手厚く配置した特別養護老人ホームに、人件費を助成します。

問合せ 健康福祉局高齢施設課 電話：045-671-3923 FAX:045-641-6408

安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①～④の施策を柱として総合的に取り組みます。

① 新たな介護人材の確保

② 介護人材の定着支援

③ 専門性の向上

④ 介護現場の業務改善（生産性向上）

▼ 介護人材に関する情報はこちら



横浜市ホームページ「介護人材関連情報」

<具体的な取組>

介護事業者向けのハラスメント対策

「ハラスメント相談センター(仮)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援します。

問合せ 健康福祉局介護事業指導課
電話：045-671-2356 FAX:045-550-3615

ケアマネジャーに関するリーフレット作成

ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課
電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

小・中学生を対象に、介護職員の仕事や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業を実施します。

問合せ 健康福祉局高齢健康福祉課
電話：045-671-3920 FAX:045-550-3613

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。
(おおむね中学校区に1か所あります)

誰でも利用でき、専門知識を持った職員が
高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する
相談受付や支援を行っています。

下記サイトで、自宅の住所を入力すると、
担当の地域ケアプラザ(地域包括支援センター)
が表示されます。



▲ ふくしらべ「地域ケアプラザ検索」

高齢期に必要な情報

ふくしらべ

高齢者福祉の情報をまとめた、
高齢期の自分らしい暮らし選び
応援サイトです。



横浜市介護保険総合案内パンフレット 「ハートページ」

介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子です。

【配布場所】
各区高齢・障害支援課
市役所(市民情報センター)

ハートページ ▶
(WEB版・PDF版)



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口です。
専門の相談員が、窓口や電話での個別相談や、
施設情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

(提供している施設の情報)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、
有料老人ホームなど



住所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
受付 月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談のみ受付
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816

相談は事前予約制です。お電話かFAXでご連絡ください。

5

介護保険サービス等について

介護保険サービスの財源

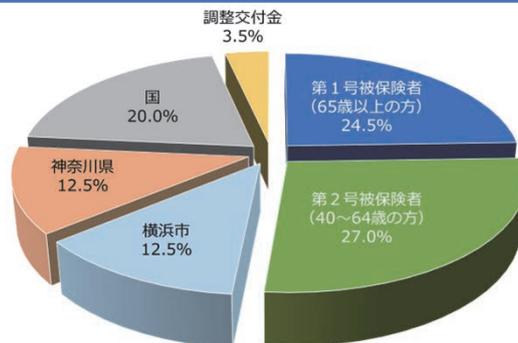
社会全体で「介護保険」を支えています

介護保険は、「公費」と40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用などをまかなうために使われます。

保険料の金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。

第9期の介護保険サービスの財源



介護保険料

将来の要介護認定者数、サービスの利用者数・利用実績等から給付費を見込み、保険料（※）を算出しました。

※ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

第9期（令和6～8年度）
保険料基準額

6,620円/月

6

よこはまポジティブエイジング計画について

計画書（概要版）の配布場所

令和6年5月頃
から配布

- ・市役所（3階市民情報センター）
- ・各区役所
- ・地域ケアプラザ
- ・老人福祉センター
- ・地区センター など

計画書（全体版）を見るには？

令和6年4月頃
から閲覧開始

市役所（3階市民情報センター）
各区役所、市内図書館で閲覧できます。

計画書をインターネットで見るとは？

横浜市ホームページで公開しています。

横浜市 ポジティブ

検索



発行 横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話:045-671-3412 FAX:045-550-3613 ✉:kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

令和6年3月発行

区連会 5月定例会資料
令和6年5月22日
福祉保健課

栄区福祉保健課長

第5期 横浜市地域福祉保健計画の策定について（情報提供）

1 情報提供の趣旨

令和6～10年度を計画期間とする「第5期 横浜市地域福祉保健計画」が確定しました。市計画の確定を受けて、令和6～7年度にかけて、第5期栄区地域福祉保健計画と地区別計画（計画期間：令和8～12年度）の策定を進めていきます。

5月の地域振興課の配送ルートで、単位自治会町内会長宛に概要版を送付いたしますので、情報提供にご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 その他

市計画冊子・概要版は、5月から区役所・区社会福祉協議会・各地域ケアプラザに順次配架しています。また、横浜市ホームページにも掲載していますので、情報提供の際にご活用ください。

【ホームページURL、二次元バーコード】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



担当：栄区福祉保健課事業企画担当

川村、市村

Eメール sa-fukuhoplan@city.yokohama.jp

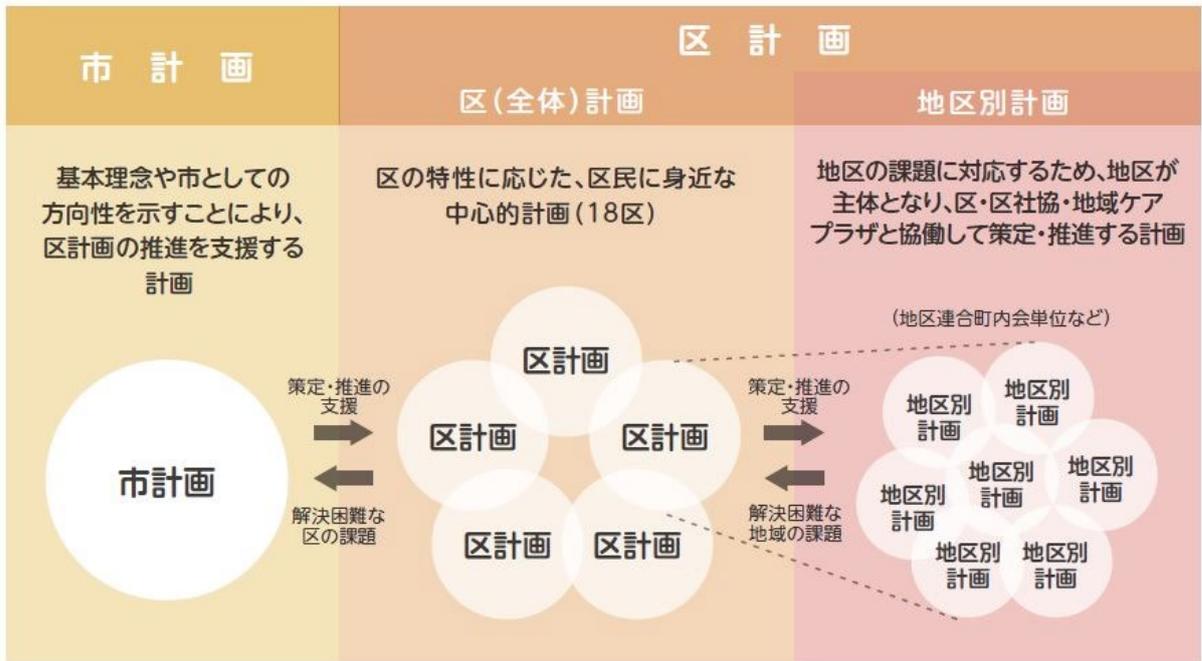
電話 045-894-6962

第5期横浜市地域福祉保健計画の策定について

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度を計画期間とする第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第5期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

1 横浜市の地域福祉保健計画について

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しています。



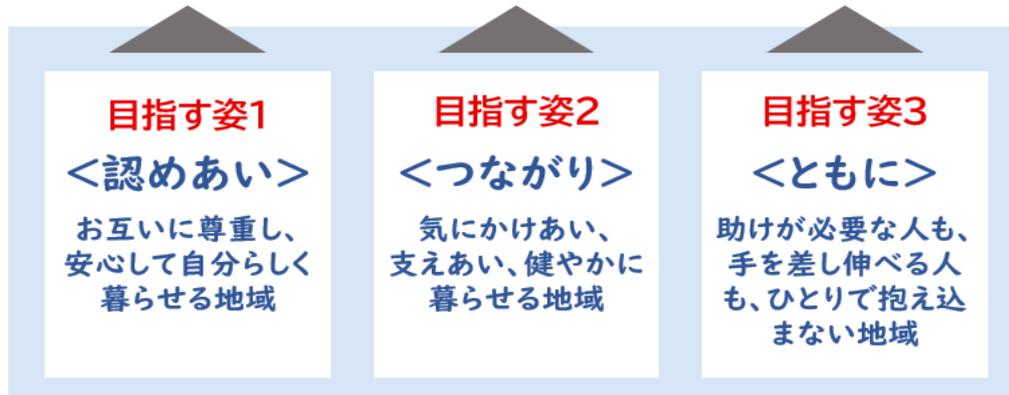
今後各区では、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度を計画期間とする第5期区地域福祉保健計画の策定に、今年度、来年度の2か年で取り組んでまいります。

それぞれの地域の状況に応じた地域福祉保健の取組が進むよう、協働で計画を策定・推進していきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

2 第5期市計画の全体像

<基本理念> ~計画の推進を通じて目指す目標像~

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

3 第5期市計画を広く周知するための工夫

(1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表と一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

(2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

(3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

4 添付資料

資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 概要版

資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画 冊子

各自治会町内会長 様

栄区福祉保健課長

夏季イベント開催に向けた熱中症対策について【情報提供】

1 事業の趣旨

屋外での夏季イベントでは特に熱中症が発生しやすく、近年、年間を通じて気温が上昇傾向にあることから、健康への影響が懸念されています。

夏季イベント開催に向けた熱中症対策についてのリーフレットを送付いたしますので各自治会・町内会でイベントを企画・実施される際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。イベントを企画・実施される際にご活用ください。

3 送付書類

リーフレット「夏季イベント開催に向けた熱中症対策」

栄区福祉保健課健康づくり係

担当 門脇、梶川

電話 045-894-6964 / FAX 045-895-1759

メール sa-kenkou@city.yokohama.jp



救急車を呼ぶか迷ったときは・・・

▶ 横浜市救急相談センター

【24時間対応】

シャープ # 7 1 1 9 または 232-7119

音声
ガイダンス

救急受診できる
病院・診療所を知りたい

1

番を選択

今すぐを受診すべきか
救急車を呼ぶべきか

2

番を選択

▶ 横浜市救急受診ガイド

パソコンやスマートフォンで、急な病気やけがの緊急性を確認できます。 ※各区消防署で、冊子版も配布しています。



〈イベント参加者への注意の呼びかけ例〉

- ☑ 帽子等を使いましょう
- ☑ ゆったりとした、汗を吸収しやすい衣服を選びましょう
- ☑ こまめに水分・塩分を補給しましょう
- ☑ 日陰の場所や自動販売機の場所を把握しましょう
- ☑ 涼しい場所でこまめに休憩しましょう



横浜市からのお知らせ

夏季イベント開催に向けた 熱中症対策



近年、気温が30℃以上となる日が増え、長期的に見て年間を通じて気温が上昇傾向にあることから、健康への影響が懸念されています。

屋外での夏季イベントでは特に熱中症が発生しやすいことを踏まえ、

安全に開催するための予防対策をまとめました。

イベント主催者の方々はぜひご活用ください。



1

体制づくりをしましょう

医療体制の整備

★熱中症発生時の対応マニュアルの作成

- ① 熱中症発生時の対応責任者や通報・搬送の対応スタッフを決める
- ② 熱中症発生時の発生場所の特定方法、搬送者の搬送ルートを予め規定する
- ③ 気温等による変更・中止の基準を検討する

★救護所の設置

- ① 熱中症が疑われる人に対応するために涼しい救護所を確保する
- ② 現場で初期対応をするか医療機関での治療が必要かどうかの判断を行えるよう、スタッフと熱中症に関する知識を共有する

危機管理体制の整備

★緊急対応フロー等の作成・効果的な情報提供

- ① 非常事態に備え、熱中症発生時の状況確認や応急処置等の対応の流れ(フロー)を作成する
- ② 必要な連絡先を連絡系統図として1枚に整理し、関係者と共有する
- ③ 気温や湿度等の気象条件を把握し、リスクを含めて事前に共有し、当日の連絡を迅速に行う
- ④ イベントPRの際に、参加者に熱中症への注意を呼びかける

●出典

環境省 夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php

環境省 熱中症環境保健マニュアル 2018
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

〈パンフレットに関するお問い合わせ〉
横浜市健康福祉局健康推進課
電話番号：045-671-2451
F A X：045-663-4469

2 開催の検討ステップにより、柔軟に対応できるようにしましょう

● 検討ステップ

Step 1

開催時期の見直し(暑い時期を避けた開催の検討)

Step 2

実施時間の変更(朝夕への時間帯の変更、時間の短縮等)

Step 3

開催場所の変更(屋外から屋内への変更の検討等)

Step 4

開催時等における熱中症予防対策・発生時の対応策の検討
暑さ指数(WBGT)等を参考にした実施・中止基準の策定等

※暑さ指数(WBGT)とは、熱中症に関連する気温、湿度、日射、輻射、風のデータを取り入れて数値化したもの

● 暑さ指数(WBGT)ごとの熱中症予防運動指針

気温(参考)	WBGT	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	外出はなるべく避ける。特別の場合以外は運動を中止する。特に子ども場合は中止すべき。
31~35℃	28~31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避ける。激しい運動や持久走は避け、こまめに休憩をとり、水分・塩分を補給する。
28~31℃	25~28	警戒 (積極的に休憩)	積極的に休憩をとり、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分を補給する。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

3 会場等での工夫をしましょう

工夫1 待機列を作らない工夫と日陰への誘導

- ・長時間の待機をさせない(整理券の配布など)
- ・「指定席」を導入して、席確保のための待機を少なくする
- ・待機列をなるべく直射日光にさらさない(木陰や施設の陰に誘導する)
- ・待機列の風通しを良くする(並列にならないように誘導する)



工夫2 開場・終了時の混雑緩和

- ・入退場するゲートの数を増やす、幅を広くする
- ・特定の場所や時間帯に観客が集中しないようにイベントのプログラムを考える
- ・待機のために広い空間を確保する



工夫3 休憩場所、飲料の確保

- ・イベント参加者が休憩できる場所を設ける
- ・自動販売機等の欠品を防止する



工夫4 施設等の分かりやすい表示

- ・自動販売機、日陰の場所、救護所、トイレ等の場所を分かりやすく案内する
- ・スタッフを目立たせ、参加者が声をかけやすくする
- ・参加者に熱中症への注意を呼びかける



4 熱中症が疑われる場合は、重症度に応じた対応をしましょう

重度の症状が見られる場合は、救急車を呼びましょう

● 熱中症の症状と対応

重症度	症状	対応
軽度	めまい、筋肉痛、大量発汗 ※熱中症が重度になると発汗がなく、乾いた皮膚になるので、汗だけで判断しないことが大切です	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 安静にして休憩をとる ④ 回復したら帰宅する
中程度	頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感	① 涼しい場所へ避難し、衣服をゆるめ体を冷やす ② 水分・塩分を補給する ③ 自力で水を飲めない・症状が良くならない場合は医療機関へ(必要に応じて救急車を呼ぶ)
重度	意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温	救急車を呼び、医療機関へ 

暑さ指数(WBGT)の情報は環境省のホームページでご覧いただけます

WBGT 横浜

検索

横浜市防災情報Eメール

横浜市では、地震震度情報、気象警報・注意報等を始めとする防災情報をEメールで配信するサービスを行っています。熱中症警戒アラートについても配信されます。詳細は横浜市のホームページをご確認のうえ、ご登録ください。

横浜市防災情報Eメール

検索



各自治会町内会長様

栄区総務課長

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

栄区では災害時に、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ、緊急時情報伝達システム等で地域の皆様へ緊急情報を提供しています。

緊急時情報伝達システムでは、電話番号をご登録いただくと、避難指示発令・避難場所の開設など災害時の緊急情報のほか、区で周知の必要があると判断した情報を自動音声で発信します。災害時の情報収集のツールの一つとして、ご活用いただけます。

新年度を迎え、システム登録者の変更、登録電話番号の変更のある場合は申請書のご提出をお願いいたします。

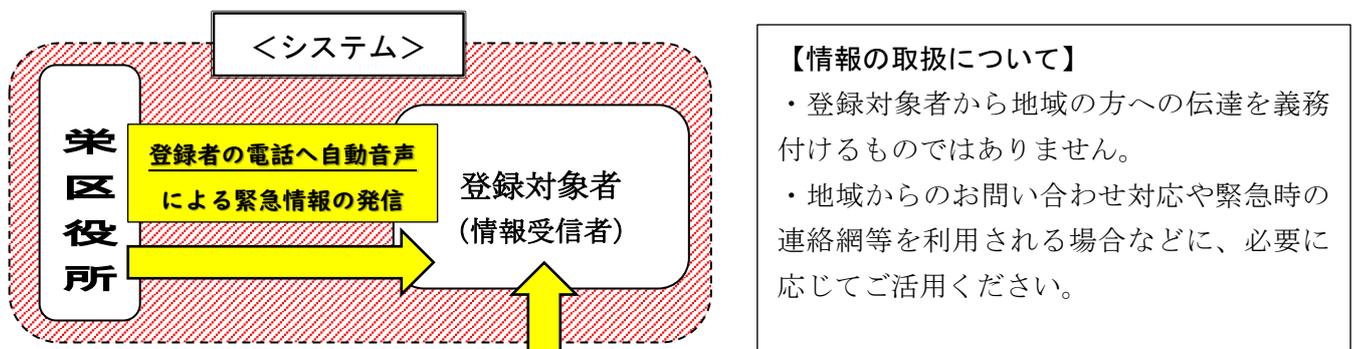
2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】システム登録・更新のため、申請書のご提出をお願いします。

【単位会長】システム登録・更新のため、申請書のご提出をお願いします。

3 緊急時情報伝達システムについて



緊急時情報伝達システムのほか、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等で同様の情報を発信しています。

4 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等^{※1}
- (3) 地域防災拠点運営委員長^{※2}
- (4) 即時避難指示対象世帯^{※2}

※1自治会町内会は2名まで登録することができます。

※2地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

5 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例）台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

6 申請方法

(1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」に必要事項を記入し、下記担当まで、直接ご持参いただくか、メール、FAX 又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①自治会町内会名・役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込みください。

(2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。

※システム登録者の変更や電話番号の変更がない場合の申請は不要です。

7 申請期限

令和6年7月5日（金）まで

（申請期限後も追加登録や登録者、登録番号の変更は可能です。）

8 添付資料

別紙1 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」

担 当：栄区総務課（41 番窓口） 武内・松山・児玉

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

自治会町内会名・役職等	
氏名	
登録をする電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします

<自治会・町内会用>

追加登録がある場合は、下記の記入をお願いします。(追加登録がない場合は記入不要です。)

追加 1	役職等	
	氏名	
	追加登録を希望する電話番号	※固定電話、携帯電話どちらか一つの記載をお願いします。

※ ご記載いただいた個人情報は、本システムの登録以外には使用いたしません。

【申請方法】

申請書に必要事項を記入のうえ、下記担当まで直接ご持参いただくか、FAX又は郵送にて提出をお願いします。

メールでの申請の場合は、本文に①役職等②氏名③登録電話番号を明記の上、お申込み下さい。

【期限：令和6年7月5日（金）まで】

担 当：栄区総務課（41番窓口） 武内・松山・児玉

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.jp

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

2 開催概要

(1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

(2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

(3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

(4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

(5) 時間

1 時間程度

3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

栄区連合自治会町内会長 各位

栄区区政推進課長

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について【掲示依頼】

1 依頼事項の趣旨

横浜市では、令和6年6月から、家計負担の軽減とCO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、区民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和6年12月26日（木）までご掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

3 キャンペーン概要

実施時期	令和6年6月6日（木）～令和6年12月26日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の20%（上限3万円）分を、各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマ Pay」ポイントまたは商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

Q

4 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

栄区区政推進課 担当 山口、押本 電話 045-894-8161 /FAX 045-894-9127 メール sa-kikaku@city.yokohama.jp

横浜市民限定

エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり
上限3万円)分を還元!

キャンペーン
期間

2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン	冷蔵庫 (450L以下の冷蔵庫含む)	LED照明器具 (電球は対象外)
統一省エネラベル省エネ性能		
☆☆☆☆☆ 2.4以上 (目標年度2027)	☆☆☆☆☆ 【451L以上】3.0以上 ☆☆☆☆☆ 【450L以下】2.0以上	☆☆☆☆☆ 4.0以上



店頭では
このラベルが
目印!

※申請はお1人様
エアコン・冷蔵庫は各1台、
LED照明器具は2台まで。

キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

還元方法

各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または 商品券※
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

TEL.045-900-4830

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

YOKOHAMA S A K A E



令和6年度栄区運営方針 基本目標

未来を育む 暮らしつつげたいまち さかえ

～ 人がつながり 地域がつながる ～

施策

▶ 2～3 ページで各施策の主な事業・取組を紹介しています

- 01 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり
- 02 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり
- 03 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり
- 04 いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり
- 05 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

組織運営

- 01 暮らしつつげたい想いに寄り添う区役所づくり
 - ・お客様の気持ちに寄り添う親切、丁寧な対応
 - ・区民の声に応える「現場主義」と「区民目線」の徹底
 - ・区民や各種団体等の皆様との連携、協働による課題解決
 - ・中間支援組織との連携による地域支援機能の充実
- 02 職員の能力・役割発揮の最大化
 - ・DXの推進による業務効率の向上
 - ・職位を問わず若手職員を含めた議論とチャレンジができる職場づくり
 - ・男女共同参画やワークライフバランスの推進による意欲と能力を最大限に発揮できる職場づくり



「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するため、地域の声を丁寧に伺いながら、地域課題の解決に迅速に取り組むとともに、社会情勢などの変化を的確にとらえ、誰もが「つながり」を実感し、住み続けたい魅力ある栄区を目指します。

子育て支援拠点「にこりんく」



区民まつり



いたち川



横浜自然観察の森



区役所での防災訓練

横浜市中期計画 2022-2025

子育てしたいまち
次世代を共に育むまち
ヨコハマ



各施策の主な事業・取組

01 誰もが安心して出産や育児ができるまちづくり

さかえ子育て支援機能強化事業

栄区の子育て情報を集約したウェブページを整備し、子育て世代への情報発信を強化します。

また、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の導入を踏まえ、区役所窓口での申請手続き等の説明にタブレット端末を導入し、**窓口サービスの充実と効率化**を図ります。

子育て家庭支援事業

栄区で安心して子供を産み、育てていけるよう、妊娠・出産・子育てに関する養育者向けの教室や相談事業、情報発信を行います。

令和6年度は、新たに、**妊娠後期から産後4か月の妊産婦を対象に**、妊産婦交流事業「ハピママサロン」を実施します。

青少年の地域活動拠点における相談支援事業

青少年の地域活動拠点「フレンズ☆SAKAE」において、**青少年問題に精通したスタッフを配置し**、日々の見守りの中で一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

タッチーくんと一緒に育つさかえっ子事業

いたち川マスコット「タッチーくん」をデザインした**小児医療証ケース**を配布します。



横浜市は、中学生の小児医療費が無料になりました！*



※令和5年8月から、保険診療分のみ

02 未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまちづくり

高齢者のICT利活用支援事業

デジタル社会においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、**ICT活用をサポートする人材の養成講座や、大学生等ボランティアが活動するスマホ教室・スマホ相談会**を開催します。

地域の課題解決推進事業

7つの連合自治会町内会において意見交換を実施し、各地区それぞれの課題に応じて**行政と地域、関係団体の協働による解決**を目指します。

自治会町内会活動デジタル化支援事業

自治会町内会の状況に応じた活動支援を行うため、**各種デジタルツールの活用方法を学ぶ研修会**を実施します。

こどもにやさしい待合事業

栄図書館と連携し、**区庁舎の待合フロアに絵本の本棚と子ども用椅子を設置**することで、来庁した親子の待合スペースを新設します。

03 住居・交通・仕事において便利で選ばれるまちづくり

移住促進・空家対策によるまちの活性化推進事業

主要駅の交通広告を活用し**郊外住宅地としての栄区の魅力をPR**するとともに、**空家の未然防止・利活用等**についての相談会を開催し、不動産の円滑な流通促進を図り、流入人口の増加に繋がります。

地域交通環境等の向上・維持管理

電柱広告を活用した**生活道路の車両スピード対策**や、バス事業者への補助による**バス停上屋等の設置**に取り組みます。

地域の安全対策事業

地域と協働した交通安全対策に取り組むとともに、**スクールゾーンにおける路面表示の新設と補修**を行います。

04 | いっまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり

GREEN×EXPO 2027プロモーションによるさかえの魅力向上事業

2027年に開催される国際園芸博覧会を契機として、緑豊かな栄区の魅力を再認識する機会を創出し、脱炭素等環境への意識を高めます。

また、本郷台駅改札口の両側にある植栽帯の再整備やデジタルサイネージの設置など、本郷台駅前においてGREEN×EXPO 2027プロモーションと合わせた環境整備を実施します。

区内施設の花壇整備支援事業

公園・水辺愛護会、ハマロードサポーターに対して「花壇の手入れ講座」を開催します。ボランティアの方が整備した綺麗な花壇により、区民が花と緑に触れる機会を創出し、GREEN×EXPO 2027の機運醸成に取り組みます。

地域の賑わい創出事業

区民・各種団体・地域の皆様が一体となった「栄区民まつり」等各種イベントの開催を通して、区への愛着を高め、賑わいを創出します。

コラム GREEN×EXPO 2027 (2027年国際園芸博覧会)



- 開始場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）
- 開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）



(公社) 2027年国際園芸博覧会協会より提供

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、37年ぶりに国内で開催されるA1クラスの国際園芸博覧会です。圧倒的な花と緑で皆様をお迎えするとともに持続可能な地域・経済の創造や社会課題解決に貢献する新しいグリーン博を目指します。

▶ 令和5年度に実施した栄区における機運醸成の取組例



区民まつり会場装飾



高校生と連携した本郷台駅前装飾

05 | 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせるまちづくり

地域防災拠点支援事業

区内20か所の地域防災拠点（震災時避難場所）における、災害時の迅速な開設及び円滑な運営を支援するため、「ファーストミッションボックス（開設支援キット）」を配備します。

また、ペット同行避難の受け入れ体制強化のための支援キットを配備します。

福祉避難所開設・運営円滑化事業

区内25か所の福祉避難所における、災害時の迅速な開設及び円滑な運営を支援するため、訓練アドバイザーの派遣、物資配布による各施設での訓練実施を支援します。また、専門家の知見を取り入れた開設運営訓練を実施します。

区本部機能の強化

実践的な本部運営訓練や関係機関との災害対策に関する会議を行い、栄区災害対策本部の災害対応力を強化します。

また、区職員をドローン操縦士として養成し、被害調査等にドローンを活用します。

▶ 地域防災拠点等で実施した訓練の様子（令和5年度）



避難所開設



炊き出し



ドローンによる被害調査



災害用トイレ

栄区に関連する主な横浜市等の事業

ハード整備等に関する事業①～⑨は左記の位置図で示しています



ハード整備等に関する事業

- ① 横浜環状南線・横浜湘南道路の整備促進及び関連街路等の整備 (道路局)
- ② 本郷台周辺の公共施設の再配置検討 (財政局・都市整備局)
- ③ 本郷中学校建替えに向けた設計 (教育委員会事務局)
- ④ 旧庄戸中学校後利用施設へのコミュニティハウス整備 (市民局)
- ⑤ 上郷ネオポリスにおける持続可能なまちづくりの検討 (都市整備局)
- ⑥ 小菅ヶ谷北公園における特色ある公園整備 (みどり環境局)
- ⑦ 栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備に向けた設計 (下水道河川局)
- ⑧ 金井第二遊水地の整備 (神奈川県)
- ⑨ 飯島地区における雨水調整池の整備 (下水道河川局)

栄区で実施されるモデル事業

- ① 民生委員・児童委員の負担軽減 (健康福祉局)
民生委員活動のデジタル化に向けた調査・検討を実施
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (健康福祉局)
健診、医療、介護データ等を活用し、地域の健康課題を踏まえ、生活習慣病等の重症化予防と生活機能維持の両面から、高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を先行実施 (他2区)
- ③ デジタル技術を活用した公園愛護会支援強化 (みどり環境局)
公園愛護会活動の支援のため、市に提出する活動報告等の書類について、スマートフォン等で簡単に作成・提出できる仕組みを先行実施 (他1区)

栄区連合自治会町内会長 各位

栄区 区政推進課長
(栄区 区政推進課地域力推進担当課長)

各地区と区長の意見交換について【協力依頼】

1 趣旨

栄区では令和5年度から「各地区と区長の意見交換」を実施しており、今年度も同様に区長の訪問による意見交換を予定しております。

なお、本事業実施にあたりましては、昨年度の経験を踏まえ、有意義な意見交換の場となるよう、事前に各地区の課題等のテーマをご提供いただきたいと思いますと考えております。

開催時期については、令和6年度は区の予算に反映することが可能な9～11月を想定しておりますので、ご協力をお願い申し上げます。日程確保が難しい場合等は別途ご相談ください。

昨年度の開催同様、会場等については各地区と調整してまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】意見交換に関する日程調整、テーマ提出にご協力ください。

【単位会長】ご承知おきください。

3 スケジュール案

5月	意見交換会の周知、意見交換のテーマ提出依頼
6月末	意見交換のテーマ締め切り
7～8月	課題整理
9～11月	意見交換会実施

4 事前のテーマ提出方法

様式は問いません。令和5年度に提出いただいた地区においては、同様のものです。

締め切り:6月28日(金) ※意見交換の日程により別途調整することがあります。

栄区 区政推進課地域力推進担当
担当:石塚

TEL:045-894-8936

sa-kohosodan@city.yokohama.jp

栄区連合自治会町内会長 各位

栄区 区政推進課長
(栄区 区政推進課地域力推進担当課長)

第2回栄区焼きそば名人育成講座について【協力依頼】

1 趣旨

栄区では潜在的な担い手を発掘するため、昨年度に引き続き「焼きそば名人育成講座」を実施します。

この講座の実施にあたり、受講生につきましては、広報よこはまによる公募を開始いたしました。各地区連合自治会町内会の皆様におかれましては、受講生に焼きそば調理実習の指導を行う講師の選出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】講師4名の選出をお願いします。

【単位会長】ご協力をお願いします。

3 依頼内容

各地区連合自治会町内会において、焼きそば調理実習の講師4名の選出及び参加をお願いいたします。

別添の申込書を、郵送、または、FAX、メールにてご提出ください。

4 実施内容

第2回栄区焼きそば名人育成講座

日 時：令和6年7月6日（土）10：00～

会 場：千秀センター・千秀広場（栄区田谷町1662）

内 容：①食品の安全な取り扱いについて（講師：栄区生活衛生課）

②屋台の調理方法

講 師：28名（予定：各地区連合4名×7連合）

受講者：28名（予定：広報よこはま5月号にて公募中）

備 考：受講者へは下記イベントへの招待を計画しています。

【参考】第2回栄区連合自治会町内会焼きそば大会（予定）

日 時：令和6年12月1日（日）10：00～

会 場：本郷台駅周辺

参加者：名人育成講座受講者・講師ほか

5 申込書の提出期限

令和6年6月14日（金）

※ご不明な点はお問合せください。

栄区 区政推進課 地域力推進担当

担当：石塚・柳川・小林

電話 894-8936 FAX 894-9127

Eメール sa-chiryoku@city.yokohama.jp

<参考:昨年度いただいたご意見と対応>

	ご意見	対応等
1	新たな担い手確保にはなっていないのではないか	新たな担い手を発掘できるよう、令和6年度は、受講者の公募を行っています。
2	本郷台駅前広場は狭かったのではないかと	令和6年度は、本郷台駅周辺の別会場の検討を行っています。
3	みんな頑張っているのだから、敢えて対抗させる必要はないのではないかと。	大会の名称から対抗を外したうえで、具体的な内容については、検討していきます。
4	みんな普段の活動で忙しいため、新たな負担となっている	可能な範囲でのご参加をお願いしたいと考えています。
5	名人育成講座の千秀センターが遠い。	千秀センターは火気の使用、屋内での講座開催、駐車スペースの確保など、諸条件がそろっています。ご協力をお願いします。

第2回 栄区焼きそば名人育成講座
講師参加申込書

別 添

地区連合名	
氏 名	①
	②
	③
	④

※ 人数の増減については、ご相談に応じます。

◆ 講座への質問などがありましたら、ご記入ください。

--

【提出期限】

令和6年6月14日（金）

【問合せ・提出先】

栄区役所 区政推進課 地域力推進担当 石塚・柳川・小林 あて

電話：894-8936 FAX：894-9127

[Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp](mailto:sa-chiryoku@city.yokohama.jp)

自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大：マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

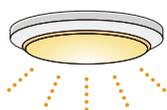


自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4つ以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

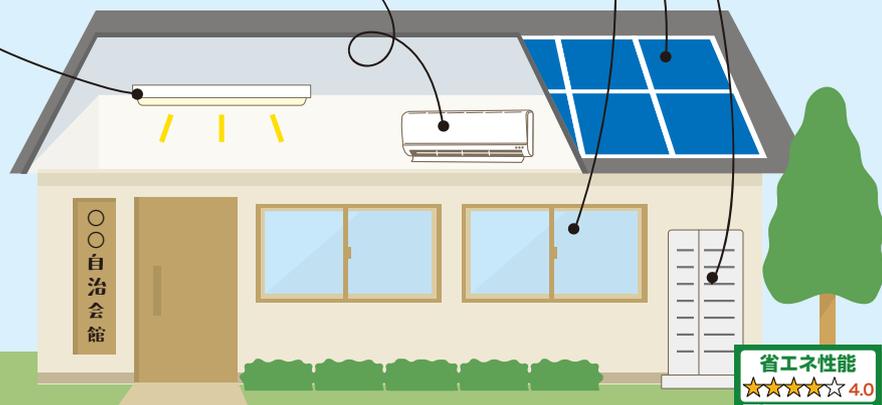
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

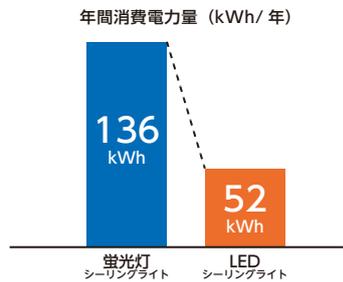
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **38kg 削減!**
年間電気代
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **53kg 削減!**
年間電気代
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約 **340kg 削減!**
年間電気代
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
申請期限：
令和6年9月30日（月）
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。